

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

ゴテンバ

ナガイズミヌマツ

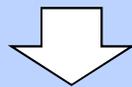
新東名高速道路（御殿場JCT～長泉沼津IC）の早期供用

当初計画

カヅラヤマ

葛山高架橋

- ・当該区間の中央部に位置する葛山高架橋の一部用地において、平成21年7月までに**土地収用法による用地取得を想定**して供用時期を計画

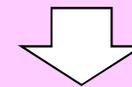


供用予定日：平成25年3月31日

経営努力による変更

橋梁部における取組み

- ・葛山高架橋の**橋脚配置を見直し**、上部工の施工期間を短縮(約3ヶ月短縮)
- ・収用を回避し、平成21年3月に任意で用地を取得(約4ヶ月短縮)
- ・**起工承諾を得る**ことで、用地引渡し前に**準備工に先行着手**(約4.5ヶ月短縮)



供用日：平成24年4月14日
(351日の早期供用)

新東名高速道路 御殿場JCT～長泉沼津ICの路線概要



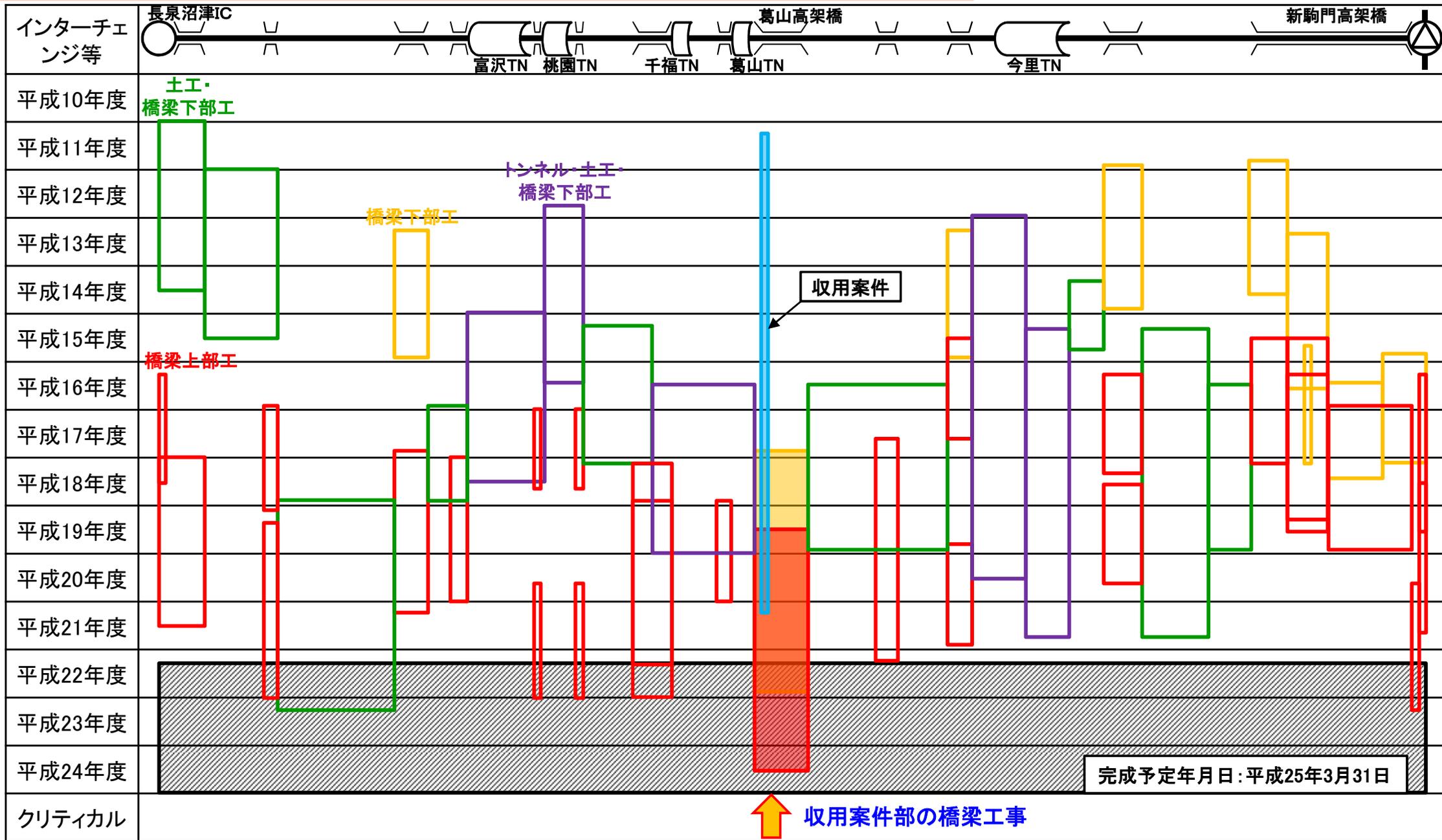
- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高速自動車国道
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線
- ・御殿場JCT～長泉沼津IC(約13.2km)は、平成24年4月14日に開通

当初工程(新東名 御殿場JCT~長泉沼津IC)

ゴテンバ

ナガイズミヌマツ

御殿場
JCT

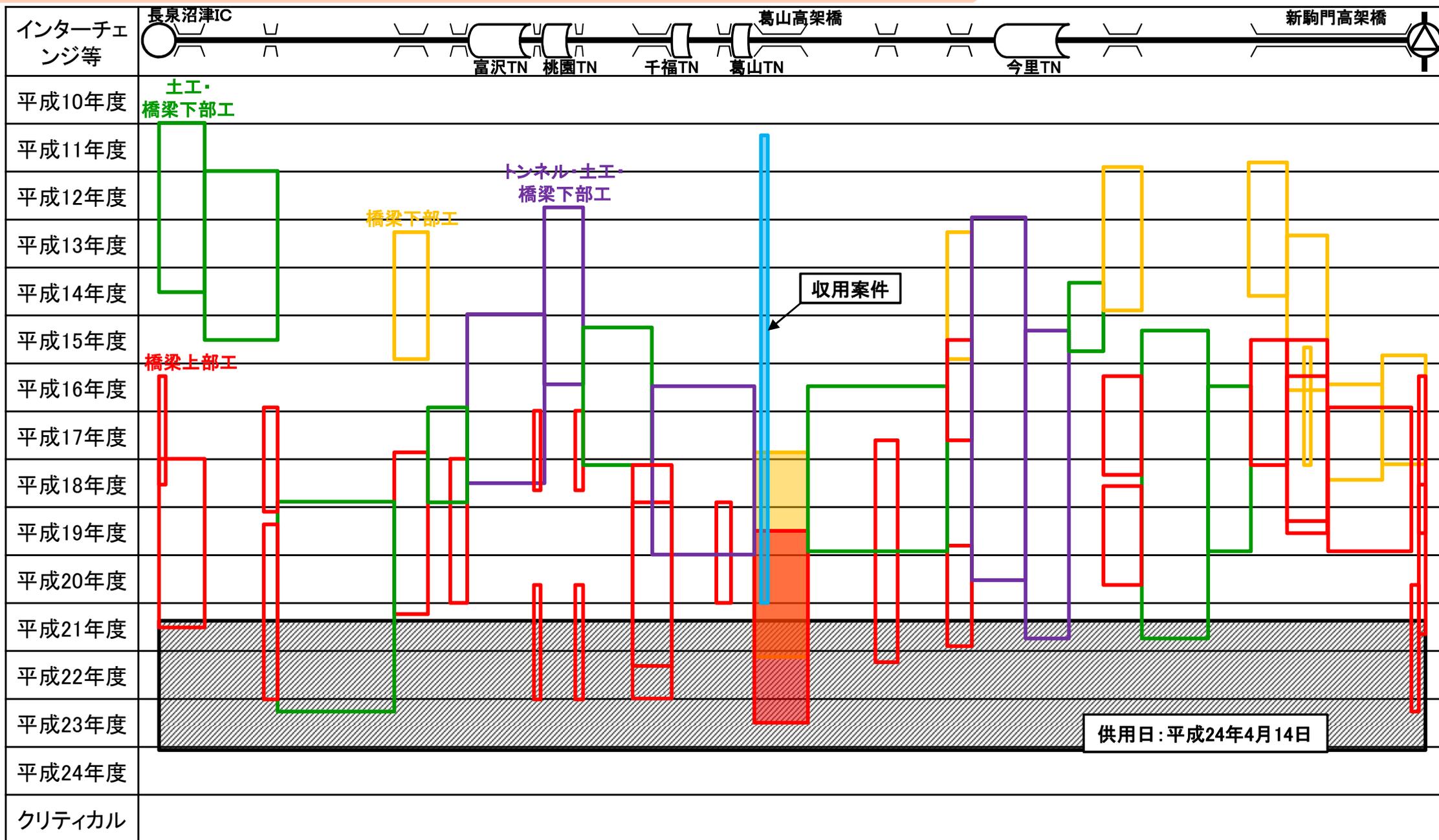


ゴテンバ

ナガイズミヌマツ

実績工程(新東名 御殿場JCT~長泉沼津IC)

御殿場
JCT



当初計画及び工期短縮の取組み

■葛山高架橋の当初計画

- ・最も経済的となる橋梁形式として上下線とも**6径間連続波型鋼板ウェブ箱桁橋にて計画**
- ・補償に関する理解が得られず立入了解が得られないなど葛山高架橋の一部の用地取得が難航していたことから**平成21年7月までに土地収用法による用地取得を計画**
- ・用地取得後、下り線P1橋脚を施工し、両側に約63mの張出架設を行う工程が橋梁工事のクリティカル



■橋梁形式の見直し

- ① 下り線に**橋脚1基を追加**し、7径間連続波型鋼板ウェブ箱桁橋に変更することで、未取得用地の橋脚からの**張出架設の延長を片側で約26m(7ブロック)短くすることが可能**となり、約3ヶ月の工程短縮を実現

■地権者との協議における取組み

- ② 粘り強く協議を重ね補償内容などを丁寧に説明することで収用を回避し、**任意で用地を取得**(平成21年3月引渡し)し、約4ヶ月の工程短縮を実現
- ③ 用地引渡し前に施工に必要な埋蔵文化財調査や工事用仮橋の設置などの準備工事に着手できるよう地権者と協議を行い、2度に渡る**起工承諾を得て準備工事に先行着手**し、約4.5ヶ月の工程短縮実現

当初計画及び工期短縮の取組み②

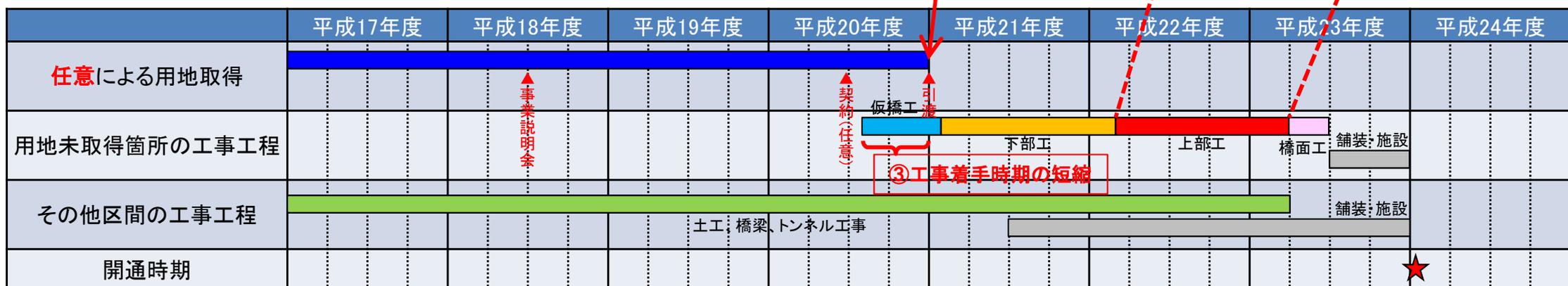
◎当初計画



②用地取得期間の短縮

①用地未取得箇所の施工期間短縮

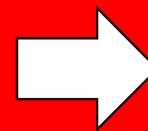
◎変更計画



用地取得状況に応じた橋梁形式の見直し及び任意での用地取得により、
供用までの期間を短縮したものである。

運用指針第2条第1項第3号に該当

御殿場JCT～長泉沼津IC間で約12ヶ月の工期
短縮による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減